

## 2023 年度前期授業料減免申請について

### 1. 提出書類について

#### ① 減免申請書(本学所定の様式第 1 号)

申請書は、記入例を参考に申請人がペンまたはボールペンで記入してください。訂正がある場合は訂正箇所にも二重線を引いて二重線の中央に押印してください。

#### ② 世帯構成を証明するもの(原本)

中国籍の人は、公安局等で公証書を取得し提出してください。その他の国籍の人は、日本の公的機関が発行する住民票に該当する証明書を提出してください。

#### ③ 世帯構成を証明する書類に記載された人物全員分の所得(2022 年 1 月～12 月)を証明できる勤務先または公的機関が発行した書類(原本)

証明書は、申請書類に記載の家族全員分の所得がわかるものが必要です。

##### ◇給与所得者

勤務先が発行する 2022 年 1 月～12 月までの収入を証明する書類  
給与の支給期間が記載されたもの。「約〇〇円」「平均〇〇円」等の記載は不可。

##### ◇自営業の場合

公的機関が発行する 2022 年 1 月～12 月までの収入を証明する書類

##### ◇退職者

退職金支給証明書(退職金額のわかる、退職した会社が発行した書類)

##### ◇無職・無収入の場合

公証処や居民委員会、公安局、市役所等の公的機関に 2022 年 1 月～12 月までの間、無職かつ無収入であったという証明書をもらってください。ただし、配偶者等の提出した書類により、配偶者等の扶養家族であることが明らかな場合は証明書類を提出する必要はありません。

##### ◇年金等受給者

年金支給先が発行する 2022 年 1 月～12 月までの年金額証明書  
年金の支給期間が記載されたもの。正確な金額が記載されたもの。

##### ◇申請人が婚姻している場合または申請人の扶養者が在学中の場合

国際交流センターにお問い合わせください。

##### ◇兄弟姉妹が在学中の場合

該当する書類を提出してください。

幼児・小学生・中学生の場合…証明書類は不要

高校生・専門学校生の場合…学生証の写し

日本以外の大学、短期大学等の場合…学校が発行する在学証明書(原本)

日本の大学、短期大学等の場合…本学所定の様式「在学状況及び授業料減免状況証明書」

注 1) すべての書類について、押印および発行年月日がないものは受理できません。

注 2) 提出するすべての書類は、発行日から 3 カ月以内のものに限ります。

注 3) 日本語、英語以外で書かれた書類には、必ず日本語訳を添付してください。

注 4) その他不明な点があれば早めに国際交流センターへお問い合わせください。

減免申請により取得した情報は、入学金および授業料減免業務のために利用し、その他の目的には利用しません。また、提出された書類の返却はいたしません。

- ・国や自治体のルールによって提出期限までに証明書類が間に合わない場合は、国際交流センターにご相談ください。

2. 申請締切日 **2023年3月3日(金)17時必着**

### 3. 提出・問合せ先

下関市立大学 国際交流センター 国際交流課  
〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号  
TEL 083-254-8693 (+81-83-254-8693)  
FAX 083-252-8099 (+81-83-252-8099)  
Email [international@shimonoseki-cu.ac.jp](mailto:international@shimonoseki-cu.ac.jp)

### 4. 提出方法および注意事項

#### (1) 国際交流センター窓口で提出する方法

申請人が必要書類を下関市立大学国際交流センター窓口で持参し、書類の確認を受けた後減免申請受付書を受け取る。

#### (2) 日本国内から郵送で提出する方法

- ① 提出書類に不備がないか、書類の発行日は3か月以内かを確認する。
- ② 受付書をお送りするので、返送先の郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼った定型封筒を同封する。
- ③ 提出書類を送付したら、書類が届いたかどうかを確認するため、国際交流センターに電話をする。受電時に提出書類を確認し、同封された返信用封筒で受付書を返送する。

#### (3) 海外から郵送で提出する方法

- ① 提出書類に不備がないか、書類の発行日は3か月以内かを確認し、提出書類すべてをメール添付で国際交流センターに送る。国際交流センターで不備がないことが確認されたのち、国際スピード郵便(EMS)等で発送する。
- ② 提出書類を発送したら、追跡番号をメールにて国際交流センターに知らせる。
- ③ 国際交流センターに書類が届いたら、受付書をメール添付にて送付する。受付書の原本は入国後に受け取る。